

官報

号外 昭和二十五年三月二日

○第七回 参議院會議録第二十二号

昭和二十五年三月一日(水曜日)午前十一時四十一分開議

議事日程 第二十号

昭和二十五年三月一日

午前十時開議

第一 副検事の任命資格の特例に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第二 農産種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 家畜保健衛生所法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 船舶運営会の船員の退職手当

当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第七 電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二月二十八日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

大蔵委員会に付託
民事訴訟法の一部を改正する法律案
法務委員会に付託
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
通商産業委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員

員会に付託した。

食糧管理特別会計の歳入不足を補はんするための一般会計から繰入金に關する法律案
同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

地方税法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に關する法律案
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

郵政省設置法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

昭和二十三年度一般会計予備費使用總調書(その2)(承諾を求める件)
同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)(承諾を求める件)
昭和二十三年度特別会計予算總則第四條但書に基く使用總調書(承諾を求める件)
昭和二十四年度特別会計予備費使用總調書(その1)(承諾を求める件)
同日衆議院議長から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

日本學術會議法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から本院の回付した左の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案
同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

持株会社整理委員會令第二十三條第六項の規定に基く、昭和二十三事業年度持株会社整理委員會經費收支計算書並びに譲受財産及び過度經濟力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に關する財産目録及び收支計算書
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に關する法律
地方税法の一部を改正する法律
日本學術會議法の一部を改正する法律
同日衆議院議長から、国会において承諾することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和二十三年度一般会計予備費使用總調書(その2)(承諾を求める件)
昭和二十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)(承諾を求める件)
昭和二十三年度特別会計予算總則第四條但書に基く使用總調書(承諾を求める件)
昭和二十四年度特別会計予備費使用總調書(その1)(承諾を求める件)
同日委員長から左の報告書を提出した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書
一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管替の無償整理に關する法律案可決報告書
電信電話料金法の一部を改正する法律案可決報告書
船舶運営会の船員の退職手当に關する

昭和二十五年三月三十一日
第三編 郵便物 送可

る交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案可決報告書

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

農産種苗法の一部を改正する法律案修正議決報告書

家畜保健衛生所法案可決報告書

大蔵委員会請願審査報告書第二号

大蔵委員会請願審査報告書第二号

大蔵委員会陳情特別報告第二号

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

在外同胞引揚問題に関する特別委員

北村 一男君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

在外同胞引揚問題に関する特別委員

草葉 隆圓君

去る二月二十七日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し議長は同日二十八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 所得税法の一部を改正する法律案外税法改正案五件
一、公聴会の問題 所得税法改正その他の税制改正案について

一、公聴会の月日 昭和二十五年三月七日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十五年二月二十七日

大蔵委員長 黒田 英雄
代理理事 参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長佐藤尚武殿

去る二月二十七日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(特別調査官 堀井 啓治君
長 総理府技官 田中耕太郎君)

去る二月二十八日内閣総理大臣から(特別調査官 堀井 啓治君、副調査官 田中耕太郎君)を第七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

この際お諮りして決定したいところとがござります。

田中耕太郎君より議員辭職の申出がございました。参事をして辭表を朗読いたさせます。

〔佐藤参事朗読〕

辭職願

私儀一身上の都合により参議院議員を辭職いたしたいから御許可下さる様御願いたします。

昭和二十五年二月二十八日

参議院議員 田中耕太郎
参議院議長佐藤尚武殿

○議長(佐藤尚武君) 田中耕太郎君の辭職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて田中耕太郎君の議員辭職はこれを許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、この際、日程に追加して、田中耕太郎君の議員辭職に伴い欠員となりました文部委員長選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○大隈信幸君 只今議題となりまして、文部委員長選挙は、成規の手続を省略して、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○左藤義隆君 只今の太隈君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 太隈君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は文部委員長に山本勇浩君を指名いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案右国会に提出する。

昭和二十五年一月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

〔二年以内〕を「三年以内」に、「副検事選考委員会」を「副検事選考審査会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程になりました副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

副検事の任命資格につきまして、檢察庁法の規定により、二級の檢察官たる資格を有する者の外、司法試験に合格した者及び三年以上政令で定める特定の二級官吏その他の公務員の職に在つた者で、副検事選考審査会の選考を経たものというように定められておりますが、これらの任命資格を有する者を以て副検事の定員を充たいたしましたことは困難でございましたので、昭和二十二年十二月、第一国会において、副検事の任命資格の特例に関する法律を制定し、その施行の日から一年以内限り、副検事は、檢察庁法の規定に拘わらず、副検事選考審査会の選考を経た者の中からもこれを任命することができるとしたのでござります。

す。併しその期間内に定員を充たすことができなかったため、第三回国会において、その期間を更に一年間延長する旨の改正がなされ、副検査の充員を図つたのでございますが、現在までに合計四百五十名の副検査を任命することができたに止まり、正規資格により任命された者百四十五名を加えまして、定員七百三十七名に対して尙百二名の欠員を残しているものでございます。これらの欠員につきましては、検査庁における事務量の状況よりして、至急充員する必要があるものであります。従来の実績によりましては、正規の資格者を以てはこれを充たすことは到底望まれません。今後尙任命資格の特例によらなければならない実情にございます。併しこの特例法による任命の期間は昭和二十四年十二月十六日を以て終了いたしましたので、これを更に本年十二月十六日まで一年間延長して、この現状に対処いたしたいというのが本法律案の目的とするところでございます。

委員会におきましては慎重審議いたしまして、各委員より熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によりまして御了承願うことにいたします。

す。委員会におきましては、討論省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

（拍手）
○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君） この際、日程第二、農産種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出）日程第三、家畜保健衛生所法案（内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり
○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義明君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕
農産種苗法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。
昭和二十五年二月七日
内閣総理大臣 吉田 茂

農産種苗法の一部を改正する法律案
農産種苗法の一部を改正する法律案

農産種苗法の一部を改正する法律案
農産種苗法の一部を改正する法律案

農産種苗法の一部を改正する法律案
農産種苗法の一部を改正する法律案

農産種苗法の一部を改正する法律案
農産種苗法の一部を改正する法律案

第一項の規定による登録を受けた者は、二千円をこえない範囲内で種苗審査会が決定する額の登録料を納付しなければならない。

第十條第一項第一号中「種苗業者」を「種苗の販売を業とする者」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕
家畜保健衛生所法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年二月二十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武君

家畜保健衛生所法案
家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案
家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案
家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案
家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案
家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案
家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案
家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案
家畜保健衛生所法案

道府県が設置する。

2 家畜保健衛生所の位置、名称及び管轄区域は、條例で定める。

3 家畜保健衛生所には、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字を用いなければならない。

第二條 都道府県は、家畜保健衛生所を設置しようとするときは、農林大臣の承認を得なければならない。

（事務の範囲）
第三條 家畜保健衛生所は、第一條第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。

一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務

二 家畜の伝染病の予防に関する事務

三 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務

四 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務

五 寄生虫病、骨軟症その他農林大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務

六 地方的特殊疾病の調査に関する事務

七 その他他地方における家畜衛生

の向上に関する事務

(家畜保健衛生所の利用)

第四條 都道府県知事は、條例の定めるところにより、獸医師に家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

(農林大臣の権限)

第五條 農林大臣は、地方における家畜衛生の向上を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、家畜保健衛生所の運営に關して必要な事項を命じ、及び必要な報告を求めることができる。

(名称の制限)

第六條 この法律による家畜保健衛生所でないものは、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(国からの補助)

第七條 国は、家畜保健衛生所に要する経費に對し、毎年予算の範圍内で、都道府県に、創設費及びこれに伴う初年度弁費並びに職員に要する経費の二分の一以内の補助金を交付することができる。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第六條の規定は、昭和二十五年七月一日から施行する。

〔補見委員君登壇、拍手〕

○補見委員君 只今議題となりました二つの案件につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず農産種苗法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

農産種苗法は第一国会において成立し、一昨年三月から施行されている法律でございます。現行法の内容は、農産種苗の良否が農業生産の成否に直接且つ重大な影響を及ぼすことの事実を鑑み、蔬菜、果樹その他の農産種苗の取引の公正、品質の維持向上並びに優良なる新品種の育成の助長奨励を図りますために、第一に、販売せられる種苗について、その内容、即ち種類、品種、生産地、発芽率等を表示すべき保証書を添付せしむること、第二に、優秀なる新品種又は新系統の種苗を育成した者に對しましては、農林大臣に出願し、審査委員會の審査を経て登録を受ける途を開き、その名譽を推奨いたしますと共に、販売上、

この新品種については特許に類した一定期間の保護特典を與えること等を主たる骨子として制定せられたものでございまして、今回、現行法の施行の経過に鑑み、極く簡単な二三の改正を行わんとするものでございます。

即ち改正法案の内容は、第一に、保証書を添付すべき種苗は、現行法ですべての種苗について規定せられておりますのを、例えば優良新品種として登録せられた種苗の或る種のものにつきましては、取締りも必ずしもその必要もございませんので、特に農林大臣が指定した種苗についてのみ保証書を添付せしめること、第二に、保証書の記載事項中、生産地の表示を、従来市町村名から都道府県名に改めて、簡単にすること、第三に、新品種の登録出願及び登録につきましては、従来は無料でありましたのを、登録制度運営の適正且つ慎重を期するために、二百円の出願料、二千円以内の登録料を新たに徴すること、以上三点が改正の内容でございます。委員會の審査に際しましては、さして問題となるようなことも少く、むしろ積極的な建設的見地から、農産種苗の輸出増進、米麦、雑穀等の品種改良、品質向上等に關し、藤野委員その他の委員から政府

の施策強化について要望があつた程度でございます。本改正案は概ね妥協なものと認めた次第でございますが、ただ本改正案を機会に、現行法においても法律上不備と認められておりました点、即ち相続人に關する規定が新しい相続法との関連において不十分であつた点、及び登録の取消を行う行政処分に對して、民間当事者からも、弁明、証拠提出等による自己救済規定が欠けておりました点、この二点について、お手許に配付されておりますような修正案が各委員共同提案によつて提案されたのでございまして、委員會は討論採決の結果、全会一致を以て原案に對して右の修正を加え、これを可決すべきものと決定した次第でございます。

次に家畜保健衛生所法案について御報告申し上げます。本法案は先に第一国会において成立を見ました公衆衛生に關する保健所法とほぼ同一構想のものでございまして、即ち畜産振興の一助として、家畜衛生の向上を図るために都道府県が設置する家畜保健衛生所の施設と組織と機構とを法律的に確立し、又国の指導監督及び補助につきましても同様に制度的に確立せんとするものであります。

す。而してその狙いますところは、政府が昭和二十三年度から企図いたしております六ヶ年計画に即応し、全国概ね五百ヶ所の家畜保健衛生所の設置を推進し、これらの施設を通じて、家畜伝染病の防疫センターとして或いは又家畜衛生のサービス・ステーションとしての実効を挙げしめ、これを拠点として、その遺憾なき運営と活動によつて畜産振興の末端機構としての充実と使命を果さんとするものであります。

畜産振興方策の中で、特に家畜の損耗防止、生産率向上の面から、家畜衛生に關する学理と技術とを積極的に応用することが当面最も重要であり且つ効果的であることは御承知の通りでございます。第一国会以来制定を見ました数多くの畜産関係法案も又これらに關する法律が大部分でございますが、戰後特にその弱体化が痛感せられておりました末端実践機關の確立が本法案によつて達せられ、家畜伝染病発生の場合の防遏機關として、或いは又平時の予防検査機關として、更に又生産衛生技術の普及、向上、指導機關として、今後の運営に多くを期待し得る本案につきましては、委員會の審議に際しまして、さして問題もなく、ただ、こ

の種の施設の運営上の合理化、民主化並びに特に都道府県に対する補助、法律では予算の範囲内で且つ二分の一以内となつておりますこの国庫補助の更に一層の拡充補強が強く要望せられて、委員会は採決の結果、全会一致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず農産種苗法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長

の報告は修正議決報告でございます。委員長報告通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決されました。

○議長(佐藤尚武君) 次に家畜保健衛生所法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決されました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第四、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、日程第五、一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事黒田英雄君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年二月二十三日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法(昭和二十

十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中、「林業に関する試験、研究及び調査並びにこれらの」を「及びその」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この会計に属する資産のうち、現に林業試験場の用に供しているものは、この会計が有償で取得した財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二條に規定する財産をいう。以下同じ。)を除き、無償で一般会計に所屬を移すことができるものとし、この会計が有償で取得した財産で、現に林業試験場の用に供しているものは、当分の間、一般会計に無償で使用させることができる。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年二月二十三日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案

医療施設の用に供するため取得した国有財産又はこの法律施行の際医療施設の用に供せられている国有財産を、医療施設の用に供するため、一般会計と国立病院特別会計との間において、所屬替又は所管換をしようとするときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十五條の規定にかかわらず、昭和二十五年に限り、当該会計間において無償として整理することができる。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました国有

有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の内容について申し上げます。林業に關します試験研究及び調査に關する事項は、現在国有林野事業特別会計の所管になつておるのでありますが、これらの事項は單に国有林のみならず民有林にも關連しておりますし、又企業的な運営をいたしております特別会計の所管といたしますよりも、むしろ一般会計の所管にした方が適當と思われまゝので、昭和二十五年から一般会計に移管いたしますと共に、これに關連いたしました財産の移管について経過規定を設けんとするものであります。

委員会におきましては種々熱心な質疑応答が交されたのでありますが、これらは速記録によつて御承知を願ひたいと思ひます。かくて質疑を終了いたしましたして、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に關する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

国立病院特別会計は昨年六月発足したものでありますが、その後、国立療養所等、一般会計との間で財産の移動をすることが必要となつたのであります。

然るに国有財産法によりますると、異なる会計間で財産の移動をいたします場合には、原則として有償を以て整理しなければならぬのであります。が、国立病院特別会計の経理の状況に鑑みまして、医療を目的とする財産につきましては、昭和二十五年に限りつて一般会計と国立病院特別会計との間の移動を無償で整理できる特例を設けんとするものであります。

委員会におきます質疑応答の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終了いたしました。討論に入りまして、木村委員から、国立病院を特別会計にする際に、公聴会を開いて各方面の意見を聞いたのであるが、今後の運営について特に公聴会に現れたような意見をよく念頭に置いて監督運営せられたいという希望を述べられまして、本案に賛成するということであつたのであります。

かくて採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右報告を終ります。(拍手)
○議長(佐藤武蔵君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

先ず国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤武蔵君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤武蔵君) 次に一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤武蔵君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤武蔵君) 日程第六、船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長中山壽彦君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和二十五年二月十一日
内閣総理大臣 吉田 茂

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案
船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案

船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律(昭和二十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十六年三月三十一日」に改め、「昭和二十四年度」を削る。

別表中「退職した日において当該船員が乗船中に受けるべき一箇月当りの給與總額から離手当を控除した額」を「退職した日における俸給月額」の百分の百七十に相当する額に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔中山壽彦君登壇、拍手〕

○中山壽彦君 只今議題となりました船舶運営会の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案の要點の第一は、船運業務が本年度中に終了せず、その一部が来年度に持越されたので、本法の適用期間を更に一ヶ年延長する措置を講ずることであり、要點の第二は、昨年公布施行されました法律第六号によりまして船舶運営会船員の給與体系が新たに設定されたので、それに相應するよう退職手当の基準を変更することであり、

本委員会におきましては、慎重に審議いたしましたところ、本法の適用期間の一年間延長によりまして在職期間三年以上のものが現実に出席するるので、かかる船員につきましては、在職期間の延長に應じて退職手当を算定し、三年未満の船員との均衡を図ることが至当であるのであります。が、政府当局よりの詳細なる説明を承いたしました。原案通り可決することに全会一致を以て決定いたしました次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤武蔵君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤武蔵君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤武蔵君) 日程第七、電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長松野喜内君。

〔審査報告書は都合により第二十六号末尾に掲載〕

電信電話料金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和二十五年二月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

電信電話料金法の一部を改正する法律案

電信電話料金法の一部を改正する法律

電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表二 電話に関する料金、第四類 専用電話に関する料金、第二 市外専用電話料、一 市外線専用料、(一) 長期専用の場合の(2)を次のように改める。

(2) 官庁等専用

(警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る。)

同表、同類、第二 市外専用電話料、一 市外線専用料、(二) 短期専用の場合の(2)、(3)及び(4)を次のように改める。

(2) 官庁等専用(警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る。並びに新聞社、通信社及び日本放送協会の専用)

(3) 時間専用

附則

この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

〔松野喜内君登壇、拍手〕

○松野喜内君 只今議題となりました電信電話料金法の一部を改正する法律案につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

先ず提案の理由及びその内容を申し上げますと、この法案によつて改正される料金は、警察事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供する市外専用電話料金でありまして、これらの料金は、その施設、運用並びに維持に要する災害を遙かに下廻つておる現状でありますので、今回

当該専用区間の一通話時の普通通話料の五十三倍の三百六十倍
当該専用区間の一通話時の普通通話料の百六十倍
専用時間に応じ専用区間の普通通話料の二倍

これを實際に必要な経費を償い得るよう、現行料金の約二・三倍に引上げて、その経費と収入との均衡を図ろうとするものであります。

電気通信委員会は、本案が付託されました以来、慎重な審議をいたし、各委員よりも熱心なる御質疑がありましたが、詳細は速記録によつて御承知を願うことにいたしまして、その大要を申し上げますと、先ず一委員から、この料金引上げによつて必要経費を賄い得るか、近き将来再び値上げするようなことはないかとの質問に對しましては、現在の収入約三億六千三百萬円で、改正後は約八億四千二百萬円の

予定である、これでも約六千萬円の赤字になるが、再値上げは今後料金全般の改訂が問題になつた際考慮したいとの答弁がありました。又日本放送協会は新聞社などの割引になつておるが、民間放送が誕生した際は、これも同様の取扱をするのであるかとの質問に對しましては、同様の取扱をしたいと考えているとの答弁があつた次第であります。かくて質疑を終えまして討論に入りまして、民主連の小林委員より、最近官庁方面の電信電話料金の収納成績が悪いようであるが、この向上策を講ずべきこと及び民間放送事業に對しても日本放送協会と同等の取扱をするための措置をとりたい旨の希望を附して賛成意見がありましたが、別段御発言もなく、統いて採決いたしましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上簡單ながら御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(佐藤寅次郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤寅次郎君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員田中耕太郎君辞職の件

一、常任委員長の選挙

一、日程第一 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 農業種苗法の一部を改正する法律案

一、日程第三 家畜保健衛生所法案

一、日程第四 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第五 一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に関する法律案

一、日程第六 船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案

一、日程第七 電信電話料金法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 寅次郎君

議員

赤木 正雄君 阿竹齊次郎君

飯田精太郎君 梅原 眞隆君

江熊 哲翁君 奥 むめお君

岡部 常君 岡本 愛祐君

河井 彌八君 木下 辰雄君

楠見 義男君 來馬 琢道君

西郷吉之助君 島村 軍次君

高橋龍太郎君 伊達源一郎君

田中耕太郎君 玉置吉之丞君

徳川 宗敬君 藤井 丙午君

藤野 繁雄君 北條 秀一君

堀越 儀郎君 町村 敬貴君

松井 道夫君 山崎 恒君

山本 勇造君 結城 安次君

渡邊 甚吉君 市來 乙彦君

井上なつる君 尾崎 行雄君

小野 哲君 加賀 操君

柏木 康治君 鎌田 逸郎君

小杉 イ子君 小宮山常吉君

大屋 晋三君 植竹 春彦君

中山 壽彦君 鈴木 直人君

竹下 豐次君 小林 英三君

波多野林一君 早川 慎一君

久松 定武君 水久保茂作君

一松 政二君 松村眞一郎君

三島 通陽君 宮城タマヨ君

田口政五郎君	島津 忠彦君	若木 勝藏君	三好 始君
池田宇右衛門君	横尾 龍君	米倉 龍也君	三木 治朗君
岡崎 眞一君	西川甚五郎君	河崎 ナツ君	駒井 藤平君
大島 定吉君	黒田 英雄君	岩男 仁藏君	
草葉 隆圓君	石坂 豊一君	国務大臣	
石原幹市郎君	松野 喜内君	法務総裁 殖田 俊吉君	
黒川 武雄君	深川タマエ君	農林大臣 森 幸太郎君	
小林 勝馬君	藤井 新一君	運輸大臣 大屋 晋三君	
深水 六郎君	平岡 市三君	郵政大臣 小澤佐重喜君	
北村 一男君	藤森 眞治君	電氣通信大臣	
中川 幸平君	左藤 義詮君	政府委員	
平野善治郎君	中井 光次君	大蔵政務次官 水田三喜男君	
廣瀬與兵衛君	門屋 盛一君	運輸事務官 (船員局長) 山口 傳君	
大隈 信幸君	油井賢太郎君		
深川榮左エ門君	佐々木康藏君		
小杉 繁安君	星 一君		
奥 主一郎君	木内 四郎君		
齋 武雄君	村尾 重雄君		
塚本 重藏君	前之園喜一郎君		
山田 節男君	石川 準吉君		
鈴木 順一君	浅井 一郎君		
天田 勝正君	羽生 三七君		
田中 信儀君	尾形六郎兵衛君		
松下松治郎君	下條 恭兵君		
山下 義信君	岩間 正男君		
水橋 藤作君	木村龍八郎君		
姫井 伊介君	カニエ邦彦君		
小泉 秀吉君	中平常太郎君		
川上 嘉君	梅津 錦一君		

定價 一部 六円五十銭

送料 実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷木村町
電話 九段五三一官報課
振替東京一九〇〇〇